

新	旧	備考
前払輸入保険約款 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004 沿革 (略) <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	前払輸入保険約款 平成13年4月1日 01-制度-00004 沿革 (略)	
第1条 ～ 第18条 (略)	第1条 ～ 第18条 (略)	
第6章 保険料 (保険料の納付等) 第19条 保険契約者は、保険契約を締結した場合又は重大な変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。 2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。 4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。 5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結	第6章 保険料 (保険料の納付等) 第19条 保険契約者は、保険契約を締結した場合又は重大な変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。 2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。 4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。 5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結	

新	旧	備考
した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な変更を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な変更があった日から効力を生ずる。 <u>6 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第1項に定める保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>	した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な変更を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な変更があった日から効力を生ずる。	
第20条 ～ 第21条 (略)	第20条 ～ 第21条 (略)	
(保険金の請求) 第22条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 一 第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める損失発生の通知をした日以降、前払金の返還の期限から9月以内 二 第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める危険発生の通知をした日以降かつ前払金の返還の期限から3月を経過した日以後、前払金の返還の期限から9月以内 3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 <u>保険金の支払いを請求した者は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補すべき額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</u> <u>5 保険金請求人は、第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保</u>	(保険金の請求) 第22条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 一 第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める損失発生の通知をした日以降、前払金の返還の期限から9月以内 二 第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める危険発生の通知をした日以降かつ前払金の返還の期限から3月を経過した日以後、前払金の返還の期限から9月以内 3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 <u>保険金請求人は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補すべき額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</u>	

新	旧	備考
<u>保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保険料及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</u>		
（保険金請求権の消滅時効） 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限（第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日）から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 <u>2 前条第5項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</u>	（保険金請求権の消滅時効） 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限（第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日）から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。	
第24条 ～ 第35条 （略） <u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	第24条 ～ 第35条 （略）	